

物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	岸和田市今木町110番2の一部 (岸和田市今木町110番2付近)	地目	雑種地	交通 機関	JR阪和線 久米田駅 北東 約1,600m	最 低 使用料 (年額)	382,200 円/年							
1. 土地の概要															
面 積	使用許可対象面積			685.35 m ²											
接面道路 の状況	西側: 府道・幅員＝約7.40m～9.00m・舗装有・高低差無 南側: 道路・幅員＝約4.50m(里道敷外・府所有地)・舗装有・高低差無			<p>【特記事項】</p> <p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等平面利用を想定しております。</p> <p>2 対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び岸和田警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所維持管理課管理グループ 電話:072-439-3601(代表) 大阪府岸和田警察署交通課 電話:072-439-1234(代表)</p> <p>3 開発行為及び建築行為の際は、岸和田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 岸和田市まちづくり推進部建築指導課 電話:072-423-2121(代表)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。また、対象地内南側には下水管及び人孔があります。詳細な位置や排水等の処理については、岸和田市と協議してください。 ただし、人孔については、撤去できません。 (お問い合わせ先) 岸和田市上下水道局下水道整備課 電話:072-423-2121(代表)</p> <p>5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去できません。</p> <p>6 対象地内北側には電気の引込線が設置されていますが、これは現使用者が設置したもので、本来、対象地内には引込線は設置されていません。 また、対象地内には照明灯は設置されていません。新たに電気の引込線及び照明灯を設置される場合は、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力(株)にお問い合わせください。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所建設課道路整備グループ 電話:072-439-3601(代表) 関西電力(株)大阪南支店岸和田営業所 電話:0800-777-8025</p>											
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内							<p>7 次項に続く</p>						
		用途地域	第一種住居地域												
		地域地区	高度地区第3種												
	建ぺい率	60%	容積率											200%	
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法(都市計画道路大阪岸和田南海線区域内) ・建築基準法 ・文化財保護法(軽部池西遺跡) 														
その他条件															
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号											
	公営水道	本管	引込管	岸和田市上下水道局上水道工務課 072-423-2121(代表)											
		有(西側府道)	無												
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)大阪南支店岸和田営業所 0800-777-8025											
		有	無												
	都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141											
無		無													
公共下水道	本管	引込管	岸和田市上下水道局下水道整備課 072-423-2121(代表)												
有(南側対象地内)	有														

特記事項

7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。

8 対象地南側道路から西側府道への進入時における視認性確保(歩行者、車両等の通行目視のため)の観点から、南西側付近の管理ネットフェンスに看板等の設置はできません。

9 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。

10 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

11 対象地の一部は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「軽部池西遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。詳細な位置や届出については、岸和田市に確認してください。

また、掘削を必要とするなど、用途によっては、試掘調査が必要な場合があります。

(お問い合わせ先)

岸和田市教育委員会郷土文化室

電話:072-423-9688

12 対象地は、過去に公募により落札された現使用者がいます。

現使用期間は最長で平成27年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は平成27年4月1日からとなります。

また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までに予め現使用者と譲渡等の協議を行ってください。

なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図 (物件番号:第5号)



(2) 平面図 (物件番号: 第 5 号)

